

文京区長 殿

店舗名			
店舗住所	〒		
代表者 氏名・住所	氏名		
	住所	〒	
電話番号		担当者名	
通知書類等希望送付先 (☑がない場合は店舗住所に送付します)		☐ 店舗住所	☐ 代表者住所

現下の経済変動に対応するための区内店舗支援事業補助金事前相談書

現下の経済変動に対応するための区内店舗支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付について事前相談します。

記

1 補助対象事業に係る経費

(1) 消費者還元サービス	円	合計金額 15 万円を限度とします。
(2) 原材料費等の 10 分の 1 の額	円	合計金額 10 万円を限度とします。
(3) 環境配慮、合理的配慮に係る経費等の 2 分の 1 の額	円	合計金額 5 万円を限度とします。
合 計 (1,000 円未満端数切捨て)		円

2 申請事業者について

事業者区分 (☑を入れてください。)	☐ 中小企業者 ☐ 中小企業者以外の法人 ☐ 個人事業者
事業者名 ※	
資本金等 ※	円
常時雇用する従業員の数 ※	人

※ 事業者名、資本金等、常時雇用する従業員の数は、法人の方のみ記載してください。

3 添付書類

- 事業計画書（別記様式第2号）
- 確定申告書の写し又は営業許可証の写しその他の営業の実態が確認できる書類

4 確認事項（補助金の申請の際に誓約していただく内容となりますので、ご確認ください。）

- 標記の補助金に係る事業の申請要件を全て満たしている必要があります。
- 他の要綱等により補助を受け、又は受ける見込みがある経費は当補助金の対象となりません。
- 申請内容に虚偽等が判明した場合は、補助金の返還を求めます。
- 文京区から検査、報告又は是正のための措置を求める場合があります。
- 領収書その他の支出を証すべき書類を保存し、文京区から提出を求められた場合は、これに応じる必要があります。